

平成11年防衛庁告示第49号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を改正する告示について

1 趣旨

国土交通省において、急速に悪化した景気の影響を受けて急落した航空需要に鑑み、着陸料引下げ措置が講じられてきたところではありますが、景気後退の長期化により航空需要は未だ低迷しており、不採算路線である地方路線の減便・廃止が行われていることから、着陸料の引下げ措置の継続による地方航空ネットワークの維持を図るため「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用に関する告示の特例に関する告示（平成11年運輸省告示第165号）の一部を改正する告示」が平成24年3月30日に公布（同年4月1日施行）されることなどに伴い、自衛隊が管理する飛行場の使用料の額の特例についても同様の改正を行うものです。

2 概要

防衛省告示を以下のとおり改正します。

「平成11年防衛庁告示第49号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）」について

ア 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、国内航空に従事するものの着陸料の引下げ措置を24年度においても継続する。

イ 国際旅客チャーター便の着陸料の引下げ措置を24年度においても継続する。